

観音寺市新統合型内部情報システム構築及び 保守業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月

観音寺市政策部企画課

観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託公募型プロポーザル募集要項

1. 業務概要

(1) 目的

観音寺市における観音寺市新統合型内部情報システム（統合基盤システム、財務会計システム及び文書管理システム）構築及び保守業務委託（以下「本業務」という。）の優先交渉権者を選定するために行う公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

(2) 業務名

「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務」

(3) 業務内容

この要項、「別紙 観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）及び「別紙 観音寺市新統合型内部情報システム機能仕様書」（以下、「機能仕様書」という。）による。

(4) 契約及び業務委託期間

本業務は、システム構築委託、システム賃貸借及び保守業務委託の3件の契約にて構成される。ただし、導入に係る費用はシステム賃借料に含むものとし、システム構築委託契約において、本市から受託者への支払いは発生しないものとする

システム構築期間： 契約締結日から令和10年3月31日まで

ただし、統合基盤システム及び財務予算編成機能については令和9年10月1日から本稼働できること。詳細については、「業務仕様書 基本要件（4）スケジュール」を参照。

システム賃貸借期間： 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

保守業務委託期間： 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

2. 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式で選定する。事業実施のスケジュールは次のとおりとする。

募集要項等の公告	令和8年7月27日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年8月13日（木）午後5時まで
質疑書の受付期限	令和8年8月13日（木）午後5時まで
質疑書の回答	令和8年8月20日（木）までに回答
提案書等の提出期限	令和8年9月3日（木）午後5時まで
第1次審査結果及び第2次審査案内通知発送	令和8年9月7日（月）
プレゼンテーション実施	令和8年9月15日（火）予定
審査結果通知書発送	令和8年9月中旬予定
随意契約締結	令和8年10月1日（木）予定

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、参加者全ての者）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- （１）本件の仕様書に基づき、業務を実施できること。
- （２）過去７年の間に官公庁等との契約の実績及び本業務と類似の契約・保守業務実績を有している者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４）参加申請日から契約締結日まで、観音寺市から指名停止、指名回避等の措置を受けていない者であること。
- （５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規程による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規程による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）参加申出時に、国税、都道府県税及び地方税の滞納がないこと。
- （７）次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条の公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

4. 応募に関する留意事項

（１）募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案者の著作権は観音寺市に帰属する。

（３）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないのものとし、理由の如何に関わらず返却しない。

（４）提出書類の公開

提出された書類は、観音寺市情報公開条例（平成 25 年観音寺市条例第 2 号）に基づき、公開することがある。この場合において、個人又は法人などの正当な利益を害する情報は非公開とする。

（５）資料の追加提出

市が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。

(6) 提出資料の複製

提出された書類は、事業者選定に伴う作業等、必要な範囲において、複製を作成することがある。

(7) 応募辞退

応募事業者が応募を辞退するときは、必ず参加辞退届（申請様式2）を提出すること。

(8) 資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(9) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 参加表明書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡り小切手を出した場合
- イ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 著しく信義に反する行為があった場合
- オ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- カ 虚偽の内容が記載されている場合

(10) その他

- ア 市が提供する資料及び質問に対する回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に通知する。

5. 参加表明書の提出

応募事業者は次の要件により提出すること。

(1) 受付（提出）期間

- ア 提出方法 郵送又は持参
 郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法で受付期限までに到着すること。封筒等の表面に「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託」と朱書きすること。
- イ 受付期間 令和8年7月27日（月）から令和8年8月13日（木）午後5時まで
 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。
- ウ 提出先 〒768-8601
 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
 観音寺市政策部企画課情報係（観音寺市役所本庁4階）

(2) 提出書類及び部数

次に掲げる書類を各1部提出すること。

- ア 参加表明書（申請様式1）

イ 委任状（任意様式）

※代表者が支店長、営業所長等の特定の者に契約権限を委任する場合は提出すること。

ウ 導入実績のわかる資料

※財務会計システム及び文書管理システムを含む統合型内部情報システムの導入実績について導入実績がわかる資料。導入した団体の名称（公表できない場合は〇〇県A市の記載も可）。パンフレット等でも可とする。

6. 質問及び回答

（1）質問受付期間及び質問方法

ア 受付期間 令和8年7月27日（月）から令和8年8月13日（木）午後5時まで

イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること

件名：プロポーザルに関する質問について（事業者名）

ウ 提出先 観音寺市政策部企画課 E-mail：kikaku@city.kanonji.lg.jp

（2）回答

提出された質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての事業者へ電子メールで公表するものとする。なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。質問の最終回答日は令和8年8月20日（木）とする。

7. 提案書等の提出

（1）受付（提出）期間

ア 提出方法 郵送又は持参

郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法で受付期限までに到着すること。封筒等の表面に「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託提案書」と朱書きすること。

イ 受付期間 令和8年8月20日（木）から令和8年9月3日（木）午後5時まで

持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先 〒768-8601

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部企画課情報係（観音寺市役所本庁4階）

（2）提出書類

提出書類は、A4判用紙とし、ページ番号を付け、A4判フラットファイルに編冊のうえ提出すること。また、ファイルの表紙及び背表紙に「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託に関する提案書及び会社概要」と商号又は名称（略号可）、支店名等及び代表者名を記載した表紙を付けること。

ア 会社概要

会社の沿革、組織及び直近2期分の財務諸表（損益計算表、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各写し）。ただし、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とする。

- イ 提案書
- ウ 機能仕様書に回答したもの
- エ 見積書及び見積内訳書
 - ※項目、数量、単価、金額、税等を記載すること。
- オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
 - ※発行日から3か月以内のもの。写しでも可。
- カ 登記事項証明書及び印鑑証明書
 - ※写しでも可。
- キ ソフトウェア等パンフレット

(3) 記載要領

ア 提案書

提案書の内容及びページ数は指定しないが、簡潔にまとめて記載すること。

イ 機能仕様書

(a) 機能仕様書は、市が要求する内容で、実現可否を以下のとおり記載すること。

実現可否等	条 件
可	標準機能で実現可能
A	カスタマイズ等の条件付きで実現可能
B	代替手段により実現可能
C	コスト的に実現不可
否	実現不可

- (b) 実現可否が可の場合で、市が求めている以上の提案がある場合には、その内容を備考欄に記載すること。
- (c) 実現可否がA又はBの場合は、機能実現のための具体的な方法や費用を備考欄に記載すること。
- (d) 実現可否がC又は否の場合は、理由を備考欄に記載すること。
- (e) 備考欄に記載しきれない場合は、補足説明書として追加すること。補足説明書には、機能仕様書の整理番号を記載すること。

ウ 見積書

- (a) 見積書は賃借料と保守料を分けて作成し、5年間の総額及び単年の金額がわかるように記載すること。
- (b) システム導入に係る費用は賃借料に含めて記載すること。5年リースとし、リース業者を選定の上リース料率、消費税及び地方消費税を含むこと。
- (c) 賃借料は、上限金額の範囲内であること、超える場合は失格とする。
賃借料の上限金額は合計 167,631 千円とする
- (d) 見積書は「観音寺市長 佐伯 明浩」あてにすること。
- (e) 見積書は、導入一時経費（データ移行費を含む）、カスタマイズ費用が明確となるように詳細に記載すること。

(f) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。

(4) 提出部数

紙媒体：正 1 部 副 15 部、電子データ：CD-R 1 枚

(5) 無効（失格）となる提案書

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 履行不可能な内容が記載されているもの
- オ 提案書全体について、同一項目に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の不一致や矛盾等があるもの

8. プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日及び審査場所

令和 8 年 9 月 15 日（火）頃を予定しており、別途通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーション：30 分以内、質疑応答：10 分（目安）

(3) 出席者

5 名までとする。ただし、プロジェクト責任者の出席は必須とする。

(4) 準備物

プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン等の機材を使用する場合は各自準備すること。準備及び撤収は、審査前後約 10 分間の休憩時間に行うこと。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

参加表明書の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

(6) その他

- ア 応募業者が 1 者となった場合でも、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。
- イ 事前に提出した資料を使うものとし、当日の追加資料は認めない。

9. 提案書等の審査方法

(1) 審査機関

観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託に係る審査委員会（以下「委員会」という。）において、最優秀提案の選定審査を実施する。

(2) 審査方法

ア 第 1 次審査（参加資格審査及び個別機能評価点）

- (a) 提案書類等に記載された内容が、参加資格要件を満たしていることを確認する。これらの項目を 1 項目でも満たさないことが確認された場合には失格とする。

(b) (a) の参加資格の確認を経て、「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託に係る評価基準」に基づき個別機能評価点の高い順に第4位までの事業者を選定する。ただし、同順位の事業者が複数ある場合は、当該同順位の事業者を全て選定する。

イ 第2次審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、「観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託に係る評価基準」に基づき採点する。委員会は、審査に係る提案書類に記載された内容の評価し、個別機能評価点と審査委員（出席委員）の評価点の合計が基準点以上で、かつ最も高い提案を最優秀提案者として選定する。なお、基準点は合計評価点の6割とする。ただし、合計評価点が最も高い提案が2以上あるときは、当該提案に係る見積金額（賃借料）が最も低い事業者を最優秀提案者とする。

ウ 優先交渉権者等の決定

委員会の審査に基づき、最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果

ア 第1次審査の結果については、第1次審査結果通知書により通知する。なお、第1次審査に通過した事業者については、第2次審査の案内と合わせて通知する。

イ 第2次審査の結果については、参加事業者すべてに通知する。審査の結果、適切な候補事業者がいなときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合がある。なお、審査結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

ウ 審査結果については、本市ホームページにおいて公表する。

10. 契約手続

(1) 優先交渉権者との協議

市と優先交渉権者との間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、合計評価点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(2) 契約保証金

受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、観音寺市契約規則第29条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

11. その他

(1) 経費負担

提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、応募者の負担とする。

(2) 書類作成に用いる言語及び単位等

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(3) 参加辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面（申請様式2）により届け出るものとする。

〈問い合わせ先〉

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部企画課情報係

TEL 0875-23-3917 FAX 0875-23-3920